

I C A N N 政府諮問委員会 へルシンキ会合報告

平成28年8月4日（第46回 I C A N N 報告会）

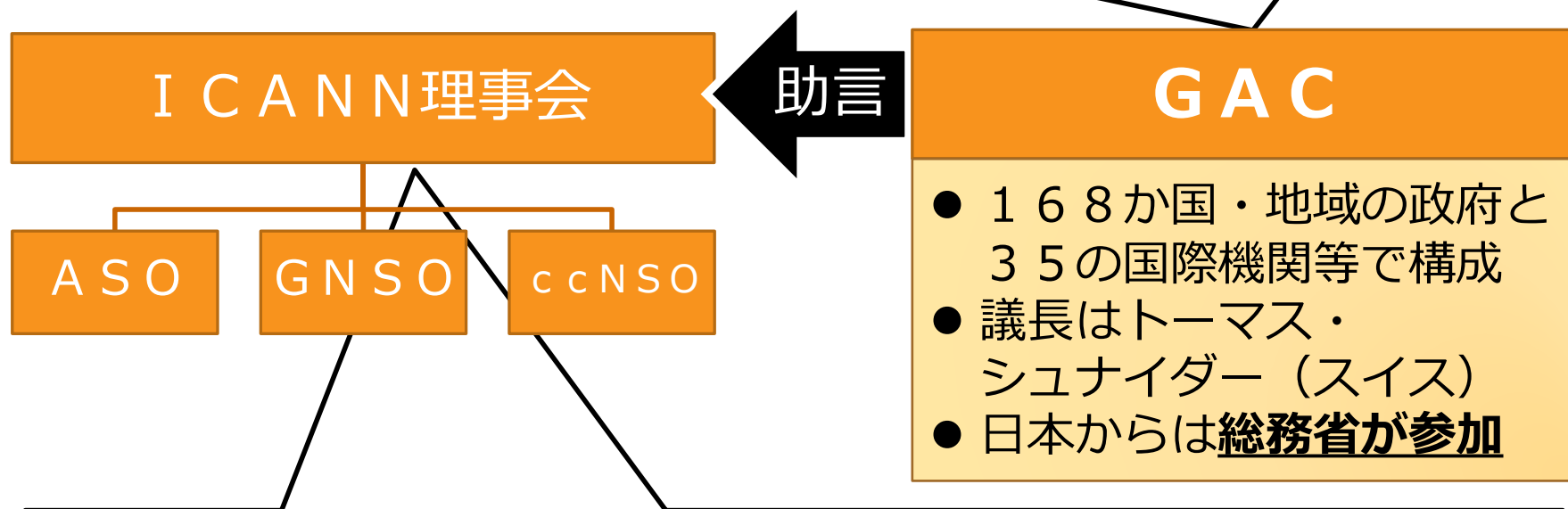
総務省国際周波数政策室長（前データ通信課企画官）

菅田 洋一

§ 1 政府諮問委員会（G A C）の概要

Governmental Advisory Committee

I C A N Nの活動に関し、公共政策課題に関する事項等について政府の立場から検討し、I C A N N理事会に対して助言する。



I C A N N理事会は、ポリシー（I C A N Nのルール）の形成及び採用においてG A Cの助言を十分に考慮しなければならない。

§2 G A Cヘルシンキ会合の開催概要

1. 開催日：2016年6月27日（月）～30日（木）
2. 開催地：ヘルシンキ（フィンランド）
3. 出席者：75か国・地域の政府
12の国際機関等（オブザーバー）
（日本からは総務省が出席）
4. 主な議題：
 - （1）IANA機能の管理移管等（提案の実施方法等）
 - （2）新しい分野別トップ・レベル・ドメイン名
 - （3）WHOISとプライバシー
 - （4）GACの運営 等
5. その他：

2016年の第2回会合（「B会合」）。新たな試みとして連日の午後にはICANNの全ての支持組織・諮問委員会を対象とした会合を開催。GACのメンバーも積極的に参加。

§ 3 - 1 IANA機能の管理移管（概要）

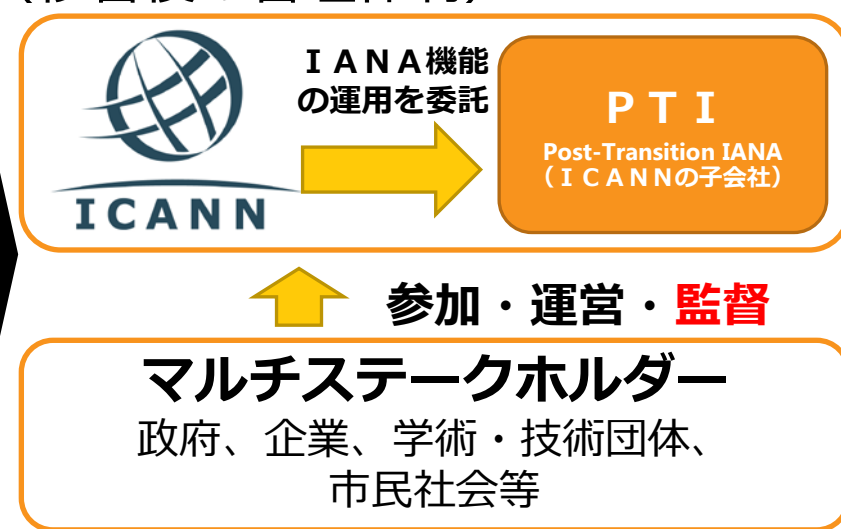
- 2014年3月、米国政府は、インターネットの重要資源に関して同国が果たしてきた役割（注）をマルチステークホルダーに移管する意向を表明。
- ICANNは、2016年3月の前回マラケシュ会合において、同団体が米国政府から独立した機関としてインターネットの重要資源を管理するための提案を取りまとめ、米国政府に提出。
- 同年6月、米国政府は上記提案が審査基準を満たしている旨を公表。今後、米国議会において提案が承認されれば、移管が実現（9月頃の予定）。

（注）「IANA機能の管理（IANA Stewardship）」と呼ばれる。

（現在の管理体制）



（移管後の管理体制）



(参考) ICANNが取りまとめた提案のポイント

(1) 移管後の体制 : IANA Stewardship Transition Coordination Group (ICG) 提案

ICANNの子会社として「移管後のIANA」(PTI)を設立。PTIにIANA機能の運用を委託することで、ポリシーの策定主体(ICANN)とIANA機能の運用主体(PTI)を分離。

ドメイン名、IPアドレス及びプロトコルの3つの機能について、標準化及びポリシー策定に関わっているコミュニティがそれぞれの機能を監督。

(2) ICANNの説明責任を担保するためのメカニズム

Cross Community Working Group on Enhancing ICANN Accountability (CCWG) 提案

理事会に対するコミュニティの権限を強化するため、「強化されたコミュニティ」を設置。同コミュニティに参加するICANNの3つの支持組織(アドレス支持組織(ASO)、国別ドメイン名支持組織(ccNSO)、分野別ドメイン支持組織(GNSO))及び2つの諮問委員会(政府諮問委員会(GAC)、At-Large諮問委員会(ALAC))は、所定の要件を満たすことで、理事会の解散を含む7つの権限(①予算又は戦略・運営計画の拒否、②標準的な定款の変更の拒否、③基礎的な定款の変更の承認、④個別の理事の罷免、⑤理事会の解散、⑥独立レビュー・プロセスの開始、⑦IANA機能の見直しに関する決定の拒否)を行使可能。ただし、GACは、自らの助言に基づく理事会の決定に関する事案について、上記コミュニティの意思決定に加わることができない。

理事会に対するGACの助言の効果、コンセンサスの有無によって差別化し、コンセンサスがある場合には、理事会が否決するために必要な投票の基準を現行の過半数から60%に引き上げる一方で、コンセンサスがない場合には理事会の義務(理事会がGACの助言と矛盾する決定をした場合には、GACに理由を伝えるとともに、お互いに受け入れられる解決策を見つけること)を減免。

§ 3-2 提案実施方法に関する議論の結果（1）

- 移管提案は前回マラケシュ会合で取りまとめられたものの、その実施方法については積み残された課題があるため、今次ヘルシンキ会合で議論。
- **「強化されたコミュニティ」においてGACが議決権を行使することの是非、並びに議決権を行使する場合の範囲及び基準**が主要な論点。
- なお、GACは、前回マラケシュ会合で「ICANNの説明責任を担保するためのメカニズム」を許容する前提として、「**GAC内部で決定する予定の条件に基づき、構想されている強化されたコミュニティ・メカニズムに意思決定を行う参加者として参加する意向があること**」を表明済み。

「強化されたコミュニティ」

- アドレス支持組織（ASO）
- 分野別ドメイン名支持組織（GNSO）
- 国別ドメイン名支持組織（ccNSO）
- At-Large諮問委員会（ALAC）
- **政府諮問委員会（GAC）**

投票で意思決定

【GACヘルシンキ会合の論点】

- ① GACが議決権を行使することの是非
- ② 議決権を行使する場合の範囲・基準

権限の行使



ICANN
理事会

1. 予算又は戦略・運営計画の拒否
2. 標準的な定款の変更の拒否
3. 基礎的な定款の変更の承認
4. 個別の理事の罷免
5. 理事会の解散
6. 独立レビュープロセス（IRP）の開始
7. IANA機能の見直しに関する決定の拒否

§ 3-3 提案実施方法に関する議論の結果（2）

「強化されたコミュニティ」へのG A Cの参加方法を巡る各国の主張

米国	G A Cは「強化されたコミュニティ」において <u>議決権を行使する権限を放棄して単なるリエゾンとして参加すべき</u> 。仮に議決権を行使すればG A Cの諮問委員会としての機能が損なわれる。
英国 インドネシア	議決権の行使前に <u>G A Cとしての統一的な見解を取りまとめることが困難なことが予見されるため、それを踏まえて慎重に検討すべき</u> 。
日本、スイス イラン	<u>権限の行使は最終的な手段として位置づけ、ケースバイケースで行使用する余地を残すが、まずは助言による解決を促すべき</u> 。
デンマーク	<u>助言を行う諮問委員会としてのG A Cの性格を維持すべき</u> 。まずは議決権を行使する範囲を検討すべき。
ブラジル	<u>前回マラケシュ会合での議論を繰り返すべきでない</u> 。
アルゼンチン	<u>G A Cは「強化されたコミュニティ」の全てのプロセスにおいて議決権を行使すべき</u> 。

 各国の立場が明らかになったものの、結論が出なかったため検討を継続。

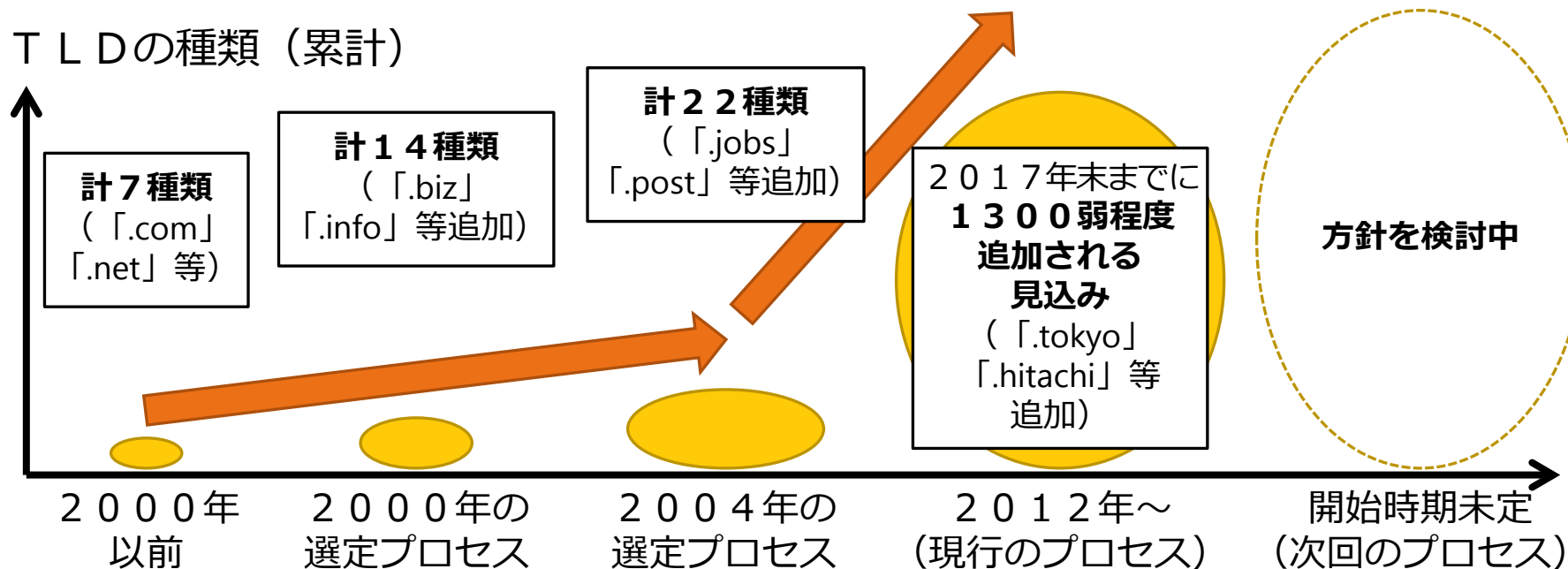
【その他の主な結果】

- I C A N Nの説明責任を担保するためのメカニズムを検討するC C W Gの「ワーク・ストリーム2」のG A C代表5枠にデンマーク、イラン、カナダ、ブラジル及びアルゼンチンを指名。
- 今後、同W Gは移管実施後に検討することとされている課題（I C A N Nの理事解任の要件、支持組織・諮問委員会の説明責任の向上、情報公開及び人権擁護の枠組み等）に取り組む予定。

§4-1 新gTLD（概要）

- ICANNは、計22種類（「.com」「.net」等）に限られていた分野別トップ・レベル・ドメイン名（gTLD）の種類を拡大するため、2012年1月から5月まで新gTLDの申請を受付け。
- 全世界で計1930件（我が国からは計71件：「.tokyo」「.hitachi」等）の申請があり、ICANNによる審査等を完了したもののから順次運用が開始されている。
- **今後もgTLDの種類を拡大するための取組を継続予定。**

gTLDの種類（累計）



§4-2 新gTLDに関する議論の結果

- 新gTLDの種類を拡大するための次回のプロセスに適用するルールについては、分野別ドメイン支持組織（GNSO）が「ポリシー開発プロセス（PDP）作業部会」を設置して検討を開始。
- GACの中には上記の取組に慎重な立場のメンバーもいるため、今次ヘルシンキ会合においては以下のとおり助言を実施。

【GACの助言（ポイント）】

1. 新gTLD拡大のためのルールについては、まずは新gTLDに関する全ての評価の結果を考慮した上で、改めるべき部分を決めることから検討を始めるべき。それに加えて、以下の点も必要。
 - （ア）相互運用性・安全性・安定性・冗長性の要件を満たすこと。
 - （イ）コストと利益についての客観的かつ独立した分析を実施すること。
 - （ウ）ルールと運用の枠組みが全てのステークホルダーから支持を得ること。
2. 理事会は、新gTLDへのアプローチが、全てのステークホルダーが同意していないような同時並行的で重複的な取組やスケジュールによってではなく、論理的かつ連続的で調和的な方法によって、包括的かつ慎重なものとなることを確保するために取り得る手段を全て行使すべき。

§ 5-1 WHOISとプライバシー（概要）

- WHOIS（フーズ）は、ドメイン名の登録情報検索サービス。
ドメイン名の登録担当者の氏名や連絡先等を検索することが可能。
- WHOISの「プライバシー・サービス」は、上記の連絡先情報を代行業者のものに置き換えるサービス、「プロキシ・サービス」は、上記の登録担当者名と連絡先の両方の情報を代行業者のものに置き換えるサービス。
- 両サービスの認証基準はGNSOがガイドラインを提案済み。

(参考) JPRSが提供しているWHOISの検索結果に表示される項目の例

Domain Information: [ドメイン情報] a. [ドメイン名] e. [そしきめい] f. [組織名] g. [Organization] k. [組織種別] l. [Organization Type] m. [登録担当者] n. [技術連絡担当者] p. [ネームサーバ] s. [署名鍵] [状態] [登録年月日] [接続年月日] [最終更新]	Contact Information: [担当者情報] a. [JPNICハンドル] b. [氏名] c. [Last, First] d. [電子メール] f. [組織名] g. [Organization] k. [部署] l. [Division] o. [電話番号] p. [FAX番号] y. [通知アドレス] [最終更新]	Host Information: [ホスト情報] a. [ホスト名] b. [IPアドレス] c. [IPv6アドレス] n. [技術連絡担当者] [最終更新]
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

§5-2 WHOISに関する議論の結果（1）

GNSOのガイドライン案	GACの作業部会の考え方
<p>プライバシー・サービスとプロキシ・サービスの利用を認定するための基準に関して、<u>商取引を目的としたウェブサイトとそうでないウェブサイト</u>を区別しない。</p>	<p>透明性と消費者の安全性・信頼性の観点から、<u>商取引のため活用されるウェブサイトがプライバシー・サービスやプロキシ・サービスを利用することに反対。</u></p>
<p>法執行機関（警察等）は以下の条件で情報公開の枠組みを利用できる。</p> <p>（a）<u>データ保護法令を遵守し、事件に関する法的手続のためだけに開示された情報を用いること。</u></p> <p>（b）<u>特定の情報や事実、状況が公開されることで利用者に危険が及ぶことを利用者やプライバシー・サービス、プロキシ・サービスの提供者が明らかにした場合</u>には情報公開が免除されること。</p>	<p>捜査の対象が多岐にわたることを考慮すると、<u>情報の利用目的を制限することは困難。</u></p> <p>法執行機関の情報公開請求は機微な捜査に直接的に関わるものであり、<u>プライバシー・サービスやプロキシ・サービスの提供者は法執行機関によって情報公開請求があったことをドメイン名の登録者に通知すべきでない。</u></p>
<p>「法執行機関」とは、法執行、消費者保護、政府に準じる又はその他の機関であって、<u>プライバシー・サービスやプロキシ・サービスの提供者が設立され、又は事務所を設置している場所に主権が及ぶ国又は領域の政府が指定するもの</u>を意味する。</p>	<p>最終報告書の定義は、プライバシー・サービスやプロキシ・サービスの提供者が自らに主権が及ぶ法執行機関にのみ対応すれば足りるように解釈できるが、<u>ドメイン名に関する悪意のある行為が国境を越えて行われることは少なくないため、司法の多面性を認識した定義となるように見直しを求める。</u></p>

§5-3 WHOISに関する議論の結果（2）

【GACの助言（ポイント）】

1. プライバシー・サービスとプロキシ・サービスの認定基準に関するGNSOのガイドライン案は、これまでにGACが問題を提起してきたように公共政策課題と関連がある。
2. 理事会は、GACの懸念が解消されるように建設的で効果的な方法によって対話が継続されることを確保すべき。
3. 仮に理事会がGNSOのガイドライン案を採用する場合には、実施段階においてGACの懸念が最大限に解消されることを確保すべき。
4. 実施計画を作成する際には、GACの公共安全作業部会を議論に加えるなど、必要に応じてGACの意見を求めるべき。
5. 実施に向けた議論の中で政策課題が提起された場合には、その課題についてGACと協議すべき。

§ 6 G A C の運営に関する議論の結果

- G A C の運営ルールである「運用原則」の改正作業について作業部会が進捗を報告。I A N A 機能の管理移管に伴って I C A N N の定款が変更されることが見込まれるため、その影響を受ける緊急性の高い条項から見直しを行う方針を共有。
- G A C 事務局（オーストラリアのコンサルティング企業「A C I G」に委託）の運営コストが 2 0 1 7 年以降に不足する見込み。議長が G A C のメンバーに対して拠出を呼びかけ。安定的な拠出を実現するための将来的な仕組みについても意見交換を実施。
- 次回ハイデラバード会合において、G A C の議長（定数 1 : 三選禁止）と副議長（定数 4 : 三選禁止）の全てのポストが改選される予定。事務局が改選のプロセスについて説明。現職のトーマス・シュナイダー議長（スイス：一期目）が再選立候補を表明。副議長については、現時点までにペルー、ルワンダ、ニウエ及びフランスの代表が立候補を表明。
- G A C の新しいウェブサイトが次回会合までに完成予定。

(参考) 参考URL

(1) GACヘルシンキ会合のコミュニケ (成果文書)

https://gacweb.icann.org/display/gacweb/Governmental+Advisory+Committee?preview=/27132037/43712639/20160630_GAC%20ICANN%2056%20Communication_FINAL%20.pdf

(2) GACマラケシュ会合報告会資料

<https://www.nic.ad.jp/ja/materials/icann-report/20160330-ICANN/icann45-04-kanda.pdf>

ICANNヘルシンキ会合会場：
「フィンランディア・ホール」

